

令和8年度 京都市立西大路小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 学校いじめの防止等基本方針の策定

(1) 目的

「いじめ防止対策推進法」及び「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止に向けた対策を組織的に推進することを目的とする。

(2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、いじめの未然防止のために、日頃から深い児童理解に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会の設置

委員会名 **西大路小学校いじめ対策委員会**

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
学年部生徒指導担当教員 スクールカウンセラー

イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・関係諸機関への連絡通報
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数決定

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

ア 授業改善の充実

- 授業の改善と工夫を行い、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- 学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身につけ、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫
- 教科担任制の積極的な導入
- 自主学習プリントの工夫
- メイト（低・中・高学年ごと）活動の充実

イ 道徳教育の充実

- やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- 全学年一斉に取り組む「なかまの日」と「かがやき目標」の設定
- 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- 地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
- 情報モラルの資料による授業

ウ 体験活動の充実

- 長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- 学校行事などを通しての人間関係づくり
- 総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

エ 児童が自主的に行う活動の充実

- 学校内人権月間、週間による児童の「いじめ」撲滅キャンペーン
- 児童会主催の人権集会の実施
- 異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。縦割り活動の推進
- 小中連携、地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施
- いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- 集会等を利用しての感動体験発表と全校意見交流

オ 児童へのはたらきかけ

- 学校だより、学級通信等での「コラム」の有効活用
- 警察のスクールサポーターによる非行防止教室、防犯教室の実施と事後指導での全学年への発信
- 薬物に造詣の深い教員による薬物乱用防止教室の実施

カ 保護者の啓発

- 人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- 保護者対象道徳授業の継続
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室、防犯教室の保護者参観
- 学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信
- 社会で許されないことは学校でも許されないという意識の広報

キ その他

- 評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し
- いじめは重大な人権侵害であるという教職員意識の向上

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 児童に対する定期的な調査

(Ⅰ) いじめに関する記名式アンケートなど

- 学校評価アンケート、いじめに関する記名式アンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- クラスマネジメントシートを活用して「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- 子どもを看取り子どもと向き合える場の意識的な設定

(Ⅱ) 教育相談など

- アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- 教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施
- SCとの連携による教育相談

イ 相談体制の整備

- 定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- 定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築
- SCコーディネーターの役割の再確認

ウ その他

- 登校、朝の読書時間、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動
- 全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

- 生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」「確認」「調整」の徹底
- 具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- 教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 携帯、スマホの確実な実態把握
- 情報モラルの学級活動の強化
- SNSを使っでの「いじめ」対応の事例研修
- 家庭教育講座等を活用しての地域への啓発

4 いじめが起こったときの措置

- 速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- 組織的（担任任せにならない）な対応
- 重大事態の防止
- 被害児童の保護を最優先に考えた対応
- 加害児童への責任ある指導
- 保護者との連携
- 学級、学年等の集団全体を見据えた指導

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
 - 教職員、児童、保護者、地域への周知
 - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
 - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
 - 児童、保護者、地域への周知
 - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
- ※事実内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校長の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年間計画のため、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	西大路小学校いじめ対策委員会メンバーの紹介（全校朝会）		授業参観・学級懇談会
5	いじめ対策委員会② 学級経営方針の共通理解	朝会（憲法月間…人を大切に） 部活動（～3月） 児童集会 なかまの日		個人懇談会① 学校だより、HPで「西大路小学校いじめ防止基本方針」の発信
6	いじめ対策委員会③ いじめに関する記名式アンケート結果共有	非行防止教室（3年・5年） 児童集会 なかまの日	第1回いじめに関する記名式アンケートの実施（全学年） 教育相談週間	休日参観
7	いじめ対策委員会④ 年間の取組の見直し①	児童集会 なかまの日 防犯教室（2年）	第1回クラスマネジメントシートの実施（4・5・6年） 学校評価アンケート	個人懇談会② 学校運営協議会共有
8	いじめ対策委員会⑤ 生徒指導研修会①（生徒指導提要にもとづく学級経営） 学級経営方針にもとづく学級の様子共通理解	児童集会		

9	いじめ対策委員会⑥	山の家（5年） 情報モラル教室 （5年・6年） 児童集会 なかまの日		
10	いじめ対策委員会⑦ 人権授業研究	運動会 児童集会 なかまの日 修学旅行（6年）		
11	いじめ対策委員会⑧ いじめに関する記名 式アンケート結果共 有	人権朝会 児童集会 なかまの日 なかよし発表会	第2回いじめに関する 記名式アンケート の実施（全学年）	
12	いじめ対策委員会⑨ 年間の取組の見直し ②	児童集会 なかまの日 薬物乱用防止教室 （6年）	教育相談週間 第2回クラスマネジ メントシートの実施 （4・5・6年）	人権学習の授業参 観② 家庭教育講座 個人懇談会③
1	いじめ対策委員会⑩ 学校いじめ防止プロ グラムの見直し	児童集会 なかまの日	学校評価アンケート	
2	いじめ対策委員会⑪	児童集会 なかまの日		新1年入学説明会 参観・学級懇談会③ 学校運営協議会共 有
3	いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し ③ 学級経営方針にもと づく取組の成果と課 題の報告		教育相談週間	